平成２８年（フ）第５９号
岡山市北区納所55番地１
債務者　株式会社巧塗装工業
代表者代表取締役　棚橋　　巧
１　決定年月日時　平成28年４月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉山　雄一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月17日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４号
北海道新冠郡新冠町字朝日240番地
債務者　有限会社競優牧場
代表者代表取締役　榊　　明彦
１　決定年月日時　平成28年４月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木　潤
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月25日午後１時10分
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２８年（フ）第５号
北海道新冠郡新冠町字朝日240番地
債務者　榊　　明彦
１　決定年月日時　平成28年４月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木　潤
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月25日午後１時10分
札幌地方裁判所浦河支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第１２８号
岡山市南区福田1008番地２ディアスルシードⅠ102号室、旧住所岡山県玉野市築港３丁目２番22号
債務者　立藤　康夫
１　決定年月日時　平成28年４月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　頓宮　尚公
４　破産債権の届出期間　平成28年６月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月20日午前11時
６　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５０３号
愛知県清須市阿原池之表152番地　グラシヤス101、従前の住所名古屋市緑区浦里３丁目85番地の５
債務者　武藤　慎吾
１　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森田　祥玄
４　破産債権の届出期間　平成28年５月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月５日午後１時35分
６　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４号
宮城県牡鹿郡女川町旭が丘１丁目９番地の４、前住所宮城県牡鹿郡女川町指ケ浜字指ケ浜25番地
債務者　佐々木庄悦
１　決定年月日時　平成28年４月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小泉　清則
４　破産債権の届出期間　平成28年６月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月６日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第１６号
青森県上北郡おいらせ町下明堂18番地４　朝日のあたる家203号室、旧住所青森県八戸市大字市川町字轟木前23番地７
債務者　鈴木　明之
１　決定年月日時　平成28年４月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塩澤　将宏
４　破産債権の届出期間　平成28年５月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月15日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第１６９号
神奈川県小田原市栄町３丁目14番26号
債務者　淺岡　　綽
１　決定年月日時　平成28年４月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　　勝
４　破産債権の届出期間　平成28年５月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月20日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１７０号
神奈川県小田原市蓮正寺103番地の８
債務者　淺岡　　昇
１　決定年月日時　平成28年４月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　　勝
４　破産債権の届出期間　平成28年５月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月20日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３０５号
愛知県丹羽郡大口町上小口３丁目３番地１シェリール203号
債務者　平野　直史
１　決定年月日時　平成28年４月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平尾　憲一
４　破産債権の届出期間　平成28年５月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月15日午前10時
６　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２４号
埼玉県所沢市大字山口1399番地の５　エステート下山口103、前住所埼玉県所沢市大字荒幡365番地の12
債務者　石津　　悟
１　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中井　美紀
４　破産債権の届出期間　平成28年６月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月20日午後３時40分
６　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４３号
富山市下堀66番地30　ＴＯＡマンション206号、前住所富山市本郷町258番地16
債務者　横田　貴代
１　決定年月日時　平成28年４月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木下　　実
４　破産債権の届出期間　平成28年５月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月14日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４６号
富山市水橋市江113番地12
債務者　ユニ・ヴァースこと　市江　　勝
１　決定年月日時　平成28年４月21日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坂林加奈子
４　破産債権の届出期間　平成28年５月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月14日午前11時
６　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４３２号
愛知県稲沢市平和町中三宅中屋敷142番地
債務者　角田　和稔
１　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　増田　卓司
４　破産債権の届出期間　平成28年５月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月９日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部